

# 使用済み超硬工具の買取規約

この規約は、サンドビック株式会社コロマントカンパニー（以下「当社」という。）が、コロマント製品をご使用いただいているユーザー様またはコロマント会会員店様（以下総称して「お客様」という。）より使用済み超硬工具の買い取るにあたり、次のとおり取り決めいたします。尚、当社は前記お客様以外の法人様及び個人様からの買い取りは行っておりません。

## （目的）

第1条 お客様は、使用済み超硬チップ、超硬エンドミル又は超硬ドリル（以下これらを「使用済み超硬工具」という。）を当社に売却し、当社は、買い取った使用済み超硬工具をリサイクルする目的で当社のグループ会社の再生工場へ売却するものとします。尚、ハイス、サーメット、セラミック、ウイスカー系セラミック（当社製品材種セラミック670）、CBN、PCD、超硬工具以外の金属くずは使用済み超硬工具に含まれませんので当社はそれらを買い取ることはいたしません。

## （使用済み超硬工具の発送方法）

第2条 お客様は、使用済み超硬工具をソリッドツールとチップに分け、それぞれ当社指定の回収ボックスに入れ、次条に定める当社の荷受担当部署に直接送付するものとします。尚、当該送料は、当社が指定する着払伝票を使用していただくことにより、当社が負担するものとします。

## （当社の荷受担当部署）

第3条 当社の荷受担当部署は次の通りとします。  
住所：宮城県栗原市築館字下宮野砂田65  
名称：有限会社東北ファスナー リサイクルセンター

## （買取数量及び買取単価等）

### 第4条

- 1 当社は、お客様から受領した使用済み超硬工具の重量を種類ごとに1kg単位で計量し（小数点以下切り捨て）、その結果を買取数量とし、お客様より買い取る使用済み超硬工具の単価（以下「買取単価」という。）及び買取数量に買取単価を乗じた額を合計した代金（以下「買取価格」という。）を、お客様に買取検収明細書として通知します。なお、買取単価は、タングステン相場に応じ、変動するものとします。
- 2 お客様の回収ボックスが到着した時点で、お客様が前項の買取価格にて売却することに同意いただいたものとさせていただきます。

## （異物混入等による減額）

第5条 第1条の使用済み超硬工具に含まれない金属、切屑、その他異物が混入している場合は、分別の費用（実費＝作業時間×作業単価）はお客様のご負担とさせていただきます。

## （代金支払）

第6条 お客様は、第4条の買取検収明細書をもとに請求書を作成し、当社に送付するものとします。当社は、請求書を毎月15日で締切り、翌月20日にお客様指定の銀行口座に代金を振り込むものとします。支払期日が金融機関の休業日の場合は、前営業日に振り込みいたします。なお、前条のお客様のご負担金がある場合には、買取価格からそのご負担金を控除させていただきます。

## (反社会的勢力の排除)

### 第7条

- 1 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、暴力団でなくなつてから5年を経過していない者、その他これらに準ずる者をいいます。
- 2 お客様及び当社は、現在又は将来にわたつて、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者(以下、「反社会的勢力等」という。)と次の各号のいずれかに該当する関係が無いことを表明し確約します。
  - ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
  - ② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
  - ③ 反社会的勢力等を利用する関係
  - ④ 反社会的勢力等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関係
  - ⑤ その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- 3 お客様及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明し確約します。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 4 お客様及び当社は、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否するとともに速やかにその事実を相手方に報告し、相手方の捜査機関への通報に協力します。
- 5 お客様又は当社は、相手方が本条各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及び相手方の上記表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合には、何らの催告なく直ちに取引を停止又はこの規約及び個別契約の全部又は一部を解除することができます。かかる場合には、違反者は一切の異議を申し立てず、また相手方に賠償又は補償を求めないものとします。これによりお客様又は当社に損害が生じた場合には、違反者は損害賠償責任を負うものとします。

## (禁止事項)

第8条 お客様は、当社が円滑な買取を実施するために、次の行為を行わないものとします。

- ① ユーザー情報として、虚偽や事実と異なる内容を登録すること
- ② 公序良俗もしくは法令に違反するまたは違反する恐れのある行為

## (疑義等の決定)

第9条 この規約に関し疑義を生じたとき、又はこの規約に定めのない事項については、お客様と当社で協議してこれを決定いたします。

以上

2015年6月1日制定  
2017年5月15日改定  
2019年2月15日改定